

別添 1 - 2

「にぎわいのあるまちづくりの推進に関する基本的な方針」 の素案に対する県民意見等と県の対応

- 県民意見等の提出者数： 6名（個人・団体）
- 県民意見等の件数： 11件
- 意見の反映状況：
 - I 反映したもの II 一部反映したもの III 既に記述済みのもの
 - IV 今後の検討課題とするもの V その他記述を変更しなかったもの

< 1 にぎわいのあるまちづくりの推進に関する基本的な方向 >

No.	県民意見等	県の対応	反映
			状況
1	関係主体（市町村、県、事業者）の役割における相互の「連携」について、これらの関係主体が相互に義務を負う形にすることにより、関係主体の役割に説明・行動・会計に関する責任が発生し、にぎわいのあるまちづくりの実現に当たっての透明性が増す。消費者・顧客を出発点とするニーズ志向と関係主体の技術に係るシーズ志向の融和に期待する。	関係主体の責務としては、それぞれの役割のもとで相互の連携を図り、にぎわいのあるまちづくりに向けて主体的な取組を行っていくこととすることが適当と考えます。	V
2	特定施設・特定集客施設について、①一つの敷地に複数店舗が立地している複合施設では1店舗では床面積1万㎡を超えなくとも複数店舗を合計した場合に床面積1万㎡を超える場合、②一つの敷地内の施設の合計が床面積1万㎡を超えなくとも遊歩道等を挟んで隣接している店舗の床面積を合計すると1万㎡を超える場合、③新設届出後時間をおいて再度新設届出を行い合計で床面積1万㎡を超える場合等の様々な「抜け道」が想定されるため、床面積・店舗面積について適正な方針により明確に規定して欲しい。	特定施設の定義については、条例の目的、建築物の立地の現状等を踏まえ、条例及び規則に必要な規定を設けます。	I

3	<p>「床面積の合計が1万㎡を超える集客施設であって、小売業を行うための店舗面積の合計が3,000㎡を超えるもの」を適正立地の対象とすることは、特定施設の定義地域住民の生活に密着した商業施設と広域的な商圈を有する大規模施設の境界をどこに置くかであり、食品や最寄品を中心とした大規模小売店舗は、現行では概ね3,000㎡の範囲で収まっていることから当該基準を支持する。</p>	<p>「中心市街地活性化検討委員会」の報告に基づき、特定施設の定義については、「床面積の合計が1万㎡を超える集客施設であって、小売業を行うための店舗面積の合計が3,000㎡を超えるもの」としています。</p>	III
4	<p>この条例で立地の規制をかけて、もし中心市街地がにぎわいを取り戻せなかった場合の責任や対策が見当たらない。</p>	<p>この条例は、にぎわいのあるまちづくりを目指すものであり、中心市街地がにぎわいを取り戻せなかった場合の責任や対策を規定することは条例の本旨ではないと考えます。</p>	V
5	<p>中心市街地のにぎわいを取り戻すことは多くの人の希望であることは分かるが、郊外の大型店がいないというものではないと思う。</p>	<p>県民が豊かで快適な生活を将来にわたり享受できる新潟県を実現するためには、この条例と併せて、それぞれの地域がその実情に応じ、住民や来街者、消費者のニーズを的確に反映させた魅力がありにぎわいのあるまちづくりをしていくことが必要と考えます。</p> <p>このため、地域の実情を勘案した上で広域的な観点から大規模集客施設の適正立地を図ることが必要と考えます。</p>	V
6	<p>郊外の大型店がにぎわうのは、社会的なライフスタイルがそのように形成されているからであり、それが変わらなければ県民は不幸を感じるようになるのではないか。また、条例で規制することに県民は何を期待できるのか。</p>	<p>県民が豊かで快適な生活を将来にわたり享受できる新潟県を実現するためには、今後、コンパクトなまちづくりの考え方に基づき、中心市街地が有する商業機能のみならず、その都市機能やコミュニティとしての機能等を高めることにより、機能的で利便性が高く、地域の核として人々が集う魅力ある中心市街地の形成を図ることが必要と考えます。</p>	V

		<p>その上で、新たな社会資本の整備等の負担を可能な限り増大させないことに配慮しながら、自動車に過度に依存しない生活の実現を目指した「にぎわいのあるまちづくり」を推進することが必要と考えます。</p>	
7	<p>自動車に過度に依存しない生活の実現とあるが、規制をかけたから、それが実現するのかとなると疑問である。まず、実現するための方策について行政が各セクションで水平的に立案することが大事ではないか。</p>	<p>この条例を踏まえ、県のみならず、市町村や様々な団体等が多様な施策を展開することにより、「にぎわいのあるまちづくり」の実現が図られるものと考えます。</p>	V

< 2 特定施設の立地の誘導及び抑制に関する事項 >

No.	県民意見等	県の対応	反映
			状況
1	<p>準工業地域、都市計画区域外を立地抑制地域に設定したことについては、これらの地域は都市計画法上は立地可能であるが、新潟市では準工業地域は12.3%を占め、中心市街地に多大な影響を及ぼす範囲の郊外に点在していること、また、それ以上の割合を占める市町村も多く、都市計画の指定のない市町村や都市計画区域でも非線引きの市町村があり、まだまだ特定施設が無秩序に出店してくる可能性を残していると思われることから、この地域の設定を支持する。</p>	<p>基本方針において準工業地域及び都市計画区域外を立地抑制地域に設定します。</p>	III
2	<p>都市計画法における立地可能地域の範囲をこの条例により更に狭めることが果たして必要なのか。屋上屋を重ねることで、市町村の裁量を損ないかねないのであれば、地方分権やまちづくりの主旨に反するものと思われる。</p>	<p>適正立地に当たっては、改正都市計画法等の関係法令の適正な運用を図ることが重要です。</p> <p>しかしながら、現行制度では、商業系用途以外にも準工業地域での大規模集客施設の立地が依然として可能であることや都市計画区域外の地区では規制が行われないこと等に示</p>	V

		<p>されているように、大規模集客施設の立地誘導・抑制を行うための制度として必ずしも十分であると言えないと考えます。</p> <p>このため、地域の実情を勘案した上で、広域的な視点から、大規模集客施設の適正立地を図る必要があると考えます。</p> <p>なお、条例では、市町村プランの策定、市町村の長及び住民等の意見陳述等により市町村の裁量が確保されております。</p>	
3	<p>特定施設の立地を可能とする地区計画の区域を誘導地域としているが、これは既存の用途地域制限を緩和して特定施設の立地を図る地区計画（開発整備促進区等）を想定していると思われる。しかし、当該表現は準工業地域における既存の地区計画区域も誘導地域として誤解を招くおそれがあるので表現を工夫して欲しい。</p>	<p>既存の用途地域制限を緩和して特定施設の立地を図る地区計画（開発整備促進区等）を想定していることを明確にします。</p>	IV
4	<p>特定施設の誘導地域（素案2の(2)の(ア)の②)の「都市計画法第12条の4第1項第1号の地区計画の区域（特定施設の立地を可能とする区域に限る。）」の括弧内の部分は削除すべきである。誘導地域について、複数棟で床面積1万㎡を超えても規制の対象になるとのことだが、現在、商業系土地利用の方針で指定、整備している地区計画区域についても床面積の如何を問わず、誘導地域として対象とすべきであるが、括弧内の部分があると、そこまで読み取れない。</p>	<p>括弧内の部分は、既存の用途地域制限を緩和して特定施設の立地を図る地区計画（開発整備促進区等）を想定しており、表現を明確なものにします。</p>	IV